

社会福祉法人伊豆市社会福祉協議会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

社協規程 第 54 号
平成 29 年 6 月 15 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人伊豆市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 10 条及び第 25 条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(会長の勤務日)

第 2 条 本会の会長の勤務日は毎週 2 日以上とする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 役員 報酬
- (2) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 役員に対する報酬の額は別表第 1 に定める額とする。
2 評議員に対する報酬の額は別表第 2 に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 会長の報酬の支給は次に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月 21 日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第 17 条第 4 項の規定に準じて支給）
- 2 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席の業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第 6 条 役員等が出張する場合は、本会旅費規程（平成 16 年社協規程第 25 条）に基づいて、旅費を支給する。
2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合には、当該費用を支給する。

(公表)

第 7 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年6月15日（定時評議員会の議決日）から施行する。

別表第1 役員の報酬

| 役職名 | 報酬の額 | |
|-----|-----------------|---------|
| 会長 | 月額 | 80,000円 |
| 理事 | 理事会等会議への出席 | 3,000円 |
| | 上記の他、部会・委員会への出席 | 3,000円 |
| 監事 | 理事会・評議員会への出席 | 3,000円 |
| | 上記の他、監査への出席 | 3,000円 |

別表第2 評議員の報酬

| 役職名 | 報酬の額 | |
|-----|----------|--------|
| 評議員 | 評議員会への出席 | 3,000円 |